

# 新しい 法律のご案内



## 電子記録債権の制度ができました

### 1 電子記録債権とは

「電子記録債権」あるいは「電子債権」と呼ばれる新しい制度が平成21年から運用されます。

電子記録債権は、新たに民間の株式会社として電子債権記録機関が設置され、そこに備える記録原簿に記録することで、債権としての発生や譲渡などを行う新たなタイプの金銭債権です。この制度を決めた「電子記録債権法」が平成19年6月に成立し、平成20年12月までに施行されます。

### 2 手形との比較

これまで手形がよく利用されてきましたが、手形の利用は急激に減っていき、手形の交換金額は20年前の約10分の1になっています。手形は、他に譲渡ができ、また、銀行で割り引いてもらって現金化できるメリットがありますが、印紙代や保管・運搬の費用がかかることや、盗難、紛失の危険があることから、利用が減っています。

また、資金調達のために、売掛金債権を譲渡する方法もありますが、譲り受ける側には、債権の存在や内容を確認する手間・

コストがかかり、二重譲渡である危険性もありました。

そこで、従来の手形に代わる資金調達手段として電子記録債権の制度が考えられました。

### 3 制度の概要

電子記録債権を利用するときは、まず電子債権記録機関の事前審査を受ける必要があります。そして、パソコンを使って、電子債権記録機関が管理する記録原簿に債権の情報を登録しますと、電子記録債権として成立します。その後、この債権は、パソコンでもって迅速に譲渡などができます。

また、大口債権の場合、小口に分けて取引することもできますので、企業の機動的な資金繰りに寄与するものとして注目されています。

既に、三菱東京UFJ銀行が準備の会社を立ち上げていて、平成21年6月にも電子債権記録機関を開業させる予定です。

(弁護士 松森 彬)

# 上場会社の株券が電子化されます

## 1 上場会社の株券は、2009年1月に 一斉に電子化される予定です

これまで、株式は、株券により管理・移転がなされてきましたが、株券は、紛失・盗難に遭う危険があり、また、偽造される危険もありました。会社にも、株券の印刷費用や印紙税等の費用がかかっていました。

このようなマイナス面をなくすため、上場会社の株券を電子化し、株式を電子的記録により管理することになりました。2009年1月に、上場会社の株券を一斉に電子化することが予定されています。

一斉移行日に上場会社の株券は無効になり、以後、株式は、証券保管振替機構（ほふり）及び証券会社等の金融機関に開設された口座において管理されることとなります。

なお、非上場会社の株券については、特に変更はなく、引き続き有効です。

## 2 上場会社の株券を お持ちの株主の方へ

株券の電子化により、現在お持ちの上場会社の株券は、権利を表すものではなくなり、紙切れになってしまいます。現在の株券の保管状況によっては、株式の確保のために手続が必要となる場合があります。

### ①証券会社等を通じて証券保管振替機構 に株券を預託されている方は、特別な 手続をする必要なく、株式が確保され ます

この場合は、一斉移行日に、新たに証券会社等に開設される預託者の口座に株式が記録されます。

### ②株券を自宅や貸金庫等にご自身で保管 されている方で（いわゆる「タンス株」）、 株式が他人名義になっている場合には、 一斉移行日までに名義書換をしておく 必要があります

この場合は、一斉移行日に、株主名簿に基づいて開設される特別口座に株式が記録されますが、株式が他人名義のままですと、他人が株主として記録されます。そして、この他人により、株式が第三者に譲渡されると本来の株主が株式を失うおそれがあります。そこで、株式を確保するため、一斉移行日までにご自身の名義に名義書換をしておく必要があります。

## 3 電子化後の株式の譲渡について

これまでは、株式の譲渡に際して株券が交付されていましたが、電子化後は、株券の交付の代わりに、譲渡人が証券会社等に株式の口座振替の申請をすることになります。口座に株式の増減が記録されて初めて、株式の譲渡の効力が生じることになります。

（弁護士 高橋礼雄）



# 中小企業の事業承継について

## 1 もうすぐ施行される「経営承継法」

最近、中小企業経営者の高齢化が進展する中で、中小企業の事業承継の重要性が社会的に意識されるようになりました。日本経済を支える中小企業の事業を維持することは、技術の承継や雇用の確保につながり、日本の経済を左右することになるという問題意識があるものと思われます。

そのような社会状況を背景として、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（経営承継法）が制定され、近く施行されることになりました。

## 2 遺留分制度に関する特例

この法律の要点は、相続における「遺留分」の制度に関して特例を定めたということにあります。中小企業の代表者に相続が生じたときに、中小企業の株式等が経営者の相続人らの間で分散しないようにするのが目的です。

遺留分は、遺産についての最低限の取り分として相続人に認められているものです。これは、遺言によっても排除することができません。したがって、経営者の遺産が、経営していた会社の株式以外にほとんどない場合とか、経営者個人が所有していた不動産が会社の事業のために使用されているような場合は、遺留分があるために、遺産が相続人の間で分散し、会社の経営を維持することが難しくなりかねません。そのような事態を防止できるようにしようというのが、この法律の目的です。

この法律により、経営者は相続人として予定される人らとの合意があれば、後継者に対して生前に贈与した株式等を遺留分の対象から除外できるようになります。また、遺留分の対象とするにしても、株式等の評

価額を予め確定させておくことができるようになります。

## 3 今後の課題も

ただ、この法律は、遺言によって相続される株式等については適用がありません。そのため、この法律を使って対策を講じるには、後継者に生前贈与をしなければならず、贈与税が問題になります。贈与税の課税を回避するためには、現行の税制では、相続時精算課税制度を活用するなどしながら、その範囲で対策を講じるしかありません。この法律の趣旨が活かされるためには、税制上の優遇措置を設けることが今後の検討課題となるでしょう。

また、この法律によって対策を講じるには、後継者以外の相続人全員との合意が必要とされていますので、合意を得るための方策も検討する必要があります。

そのようなことからすると、この法律ができたからといって、それだけで中小企業の事業承継が直ちに上手くできるようになったとは言えないように思われます。

## 4 即効薬はない

中小企業の事業承継については、結局のところ、他の法制度なども併せて活用しながら、経営者がある程度時間をかけて対策を講じておくしかありません。現在は、新しい会社法で認められるようになった「議決権制限株式」の制度など、事業承継のために活用しうる制度が他にもできています。

詳しくは、一度ご相談いただければと思います。

(弁護士 高江俊名)

# 労働契約法の成立とパートタイム労働法の改正

## 1 労働契約法が定められ、労働契約に関する民事的なルールが明確にされました

- (1) これまで、最低労働基準については、労働基準法に定めがありました。労働契約の内容や変更について民事的なルールを定めた法律はありませんでした。そこで、これまでの裁判例の蓄積を基にして、労働契約法が定められました。
- (2) 使用者が、解雇権や、懲戒権、出向命令権などを濫用した場合は、その解雇等は無効とされることや、期間の定めのある労働契約については、やむを得ない理由がなければ中途解約ができないこと等が定められています。
- (3) 労働契約法は、判例の考え方を法律にしたものです。裁判所の判断等に大きな変化を生じさせるものではありませんが、ルールが法定されたことから、使用者には、今後ルールに沿った行動がより強く求められることになると考えられます。

## 2 パートタイム労働法が改正され、事業主は、新たな義務を負うことになりました

- (1) パートタイム労働者（同一の事業所に雇用される通常の労働者と比べて、一週間の所定労働時間が短い労働者）については、平成5年にパートタイム労働法が施行されました。しかし、依然として適正な処遇がなされていないことから、パートタイム労働法が改正され、改正法は平成20年4月から施行されています。

事業主は、新たな義務を負うことになりました。

- (2) まず、事業主は、パートタイム労働者の雇い入れの際、昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無の3つの事項について、文書の交付等により明示しなければならないこととされました。もちろん、労働基準法で明示が義務付けられているもの（賃金、契約期間等）についても、これまでどおり明示する必要があります。
- (3) 次に、事業主は、通常の労働者への転換を推進するための措置をとらなければならないこととされました。一例として、ハローワークに正社員募集の求人票を出す場合に、事業所内でもその募集案内を掲示し、パートタイム労働者に周知する、ということが考えられます。
- (4) また、仕事の内容・責任の程度、転勤や配置転換等の有無、契約期間等からみて、就業の実態が通常の労働者と同じであるパートタイム労働者については、事業主は、賃金、教育訓練、福利厚生等の待遇において、差別的な取り扱いをしてはならないとされました。

(弁護士 高橋礼雄)



## DV被害者の保護を強化

配偶者からの暴力による被害者の保護を強化するため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が改正され、2008年（平成20年）1月から施行されています。

### 1 DV防止法の概要

従来、配偶者からの暴力（DV、ドメスティック・バイオレンス）については、警察などに相談しても、家庭内の問題だからということで、なかなか取り合ってもらえませんでした。

しかし、DVが社会問題化してきたことを受けて、2001年（平成13年）4月にDV防止法が制定されました。これにより、DVの被害者は、DV相談支援センターや警察に相談し、保護や援助を受けることができるようになりました。

また、被害者は、裁判所に申立をして、配偶者が被害者のもとに近づかないようにする接近禁止などの保護命令を出してもらうこともできます。配偶者が裁判所の命令に反する行為をすれば、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。

このDV防止法は、2004年（平成16年）に1回目の改正がなされ、裁判所の保護命令の範囲について、相手が元配偶者である場合にも広げられたほか、被害者の子への接近禁止命令も出せるようになりました。

### 2 裁判所による保護命令制度の強化

この度、2回目の改正がなされ、被害者の保護がさらに強化されています。

#### ① 脅迫も対象に

これまでは、裁判所が保護命令を出せるのは、被害者が暴力を受けた場合に限られていましたが、改正により、被害者が脅迫を受けていて、生命・身体に危害を加えられるおそれがあれば、保護命令を出せるようになりました。

#### ② 電話やメールなども禁止

裁判所は、被害者への接近禁止だけでなく、無言電話や連続的な電話・メール、深夜早朝の電話・メール、あるいは、その他の嫌がらせ行為等の禁止命令を出すことができるようになりました。

#### ③ 被害者の親族等への接近禁止も

接近禁止命令による保護の範囲が、被害者やその子だけでなく、被害者の親族や職場の上司・同僚など、被害者が生活において密接に関わっている人へも広がられました。

このように、DV防止のため、被害者保護の強化が図られてきています。

（弁護士 高江俊名）

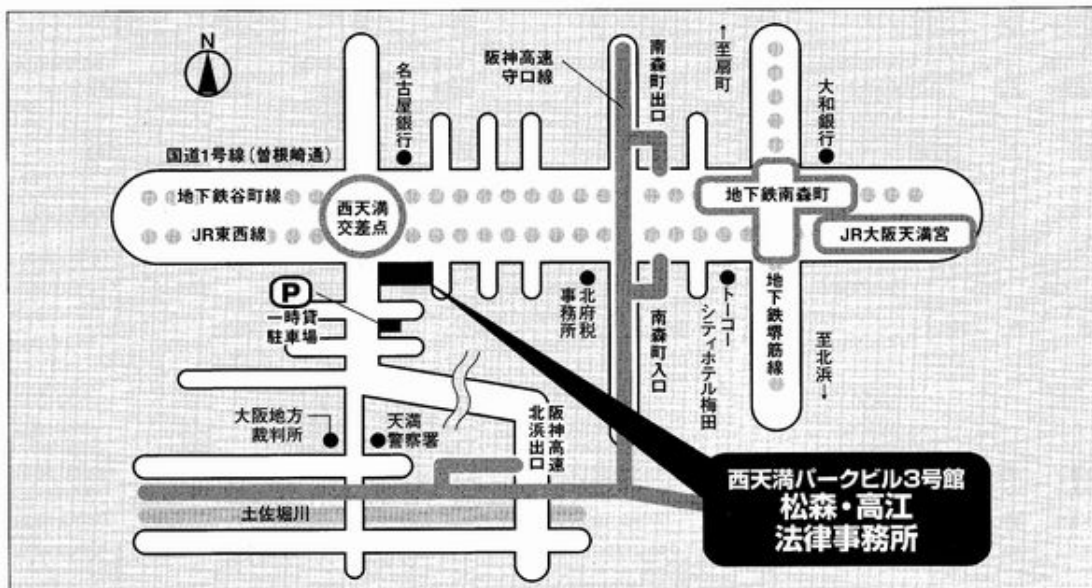
# 事務所案内

## 業務のご案内

- 業務時間【平日】午前9時15分～午後5時30分  
【第1・3土曜】午前9時15分～午後0時30分
- 相談は予約制になっております。事前にお電話をお願いいたします。
- 初回相談料…30分 5,250円

## 事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満3-14-16 西天満パークビル3号館4階  
地下鉄堺筋線・谷町線「南森町」駅②番出口を出て国道1号線を左(西)へ5分  
TEL (06) 6364-5010・FAX (06) 6364-2372



ホームページもご覧ください

URL <http://www5.ocn.ne.jp/~law>

## ● 松森・高江法律事務所 ●

【弁護士】

松森 彬・高江俊名・高橋礼雄